平成２９年（ヘ）第２号
広島県尾道市美ノ郷町三成237番地の17
申立人　株式会社ヌマックス
代表者代表取締役　沼田　洋志
権利を争う旨の申述の終期　平成29年12月22日
平成29年12月25日　尾道簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｅ51061
金額　1,671,000円
支払期日　平成29年11月30日
支払地　広島県尾道市
支払場所　株式会社広島銀行尾道支店
振出日　平成29年７月31日
振出地　広島県尾道市
振出人　株式会社大宝組　代表取締役　新宅　活巳
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５５０号
鹿児島県鹿児島市甲突町12番15号リヴィエール101
債務者　株式会社サポートケア福や
代表者取締役　福元　成美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　剛
4　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５４５号
千葉市花見川区花園２丁目１番地25号万仁ビル21（１階）
債務者　有限会社センケン
代表者取締役　臼井　昌
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義文
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後３時15分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８０８号
東京都世田谷区弦巻１―50―15グラティオーゾ弦巻Ｂ－１
債務者　有限会社スパダ
代表者代表取締役　庄野　茂
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後１時45分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４０１号
東京都昭島市玉川町１丁目１番６―301号
債務者　有限会社マナ
代表者取締役　涌井　宏美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正俊
4　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４３号
岐阜県高山市国府町三川587番地１
債務者　辻井硝子建材株式会社
代表者代表取締役　辻井　重則
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成３０年（フ）第１号
新潟県五泉市赤海２丁目１番23号
債務者　有限会社コラーボ
代表者代表取締役　安食　孝志
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐広明
4　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６９４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目４番27号はーとらいふ南武庫之荘309号、住民票上の住所兵庫県西宮市高松町11番２―305号
債務者　池田　征子
成年後見人　中西　康友
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　破産債権の届出期間　平成30年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４５号
群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬2638番地
債務者　針ケ谷重夫
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０２４号
宮城県富谷市明石台２丁目２番地９
債務者　三浦　一志
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３５号
岡山市南区大福657番地13　佐野アパート２号室、旧住所岡山県笠岡市西大戸708番地５
債務者　上山　英子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
4　破産債権の届出期間　平成30年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９号
宮城県大崎市鳴子温泉字大畑110番地３、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字上鳴子61番地11
債務者　猪野喜美男
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　健
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係